

令和7年度 予防接種の変更点等について

令和7年度より、定期予防接種及び任意予防接種に対する費用助成について、以下のとおり実施する。

1 定期予防接種

(1) HPVワクチンのキャッチアップ接種

HPVワクチンのキャッチアップ接種は、「令和4年4月1日から令和7年3月31日まで」とされていたが、昨年夏以降の大幅な需要増加に伴うワクチン限定出荷の状況等を踏まえて経過措置を設ける。

① 対象者

- ア キャッチアップ接種の対象者（平成9年度生まれ～平成19年度生まれの女性）
- イ 令和6年度が定期接種の最終年度である者（今年度高校1年生）

② 経過措置の概要

対象者が、令和4年4月1日から令和7年3月31日の間に1回以上接種している場合、令和8年3月31日まで公費で合計3回までの接種を完了できる。

③ 周知等

区報・HP・SNS・区内医療機関等での周知に加え、接種未完了の対象者に対し、令和7年2月上旬にはがきによる個別通知を行う。

(2) 带状疱疹ワクチン

令和7年4月から新たに予防接種法のB類疾病に位置づけられ定期接種として実施する。

① 対象者

- ア 65歳
- イ 60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する者

※経過措置

5年間の経過措置として、5歳年齢ごと（65・70・75・80・85・90・95・100歳）になる年度の方を対象とする。また、定期接種開始初年度に限り100歳以上の方全員を対象とする。

※既接種者は対象外

② 接種単価等

三者協での協議にもとづき検討する。

③ 周知等

区報・HP・SNS・区内医療機関等での周知に加え、対象者には予診票等を個別送付する。

2 任意予防接種に対する費用助成

(1) 带状疱疹ワクチン（対象の一部変更）

50歳以上の定期接種対象外の年齢で、区の費用助成を利用しての带状疱疹ワクチン未接種の方に対し、任意接種に対する費用助成を継続する。区報・HP・SNS・区内医療機関等での周知を行う。